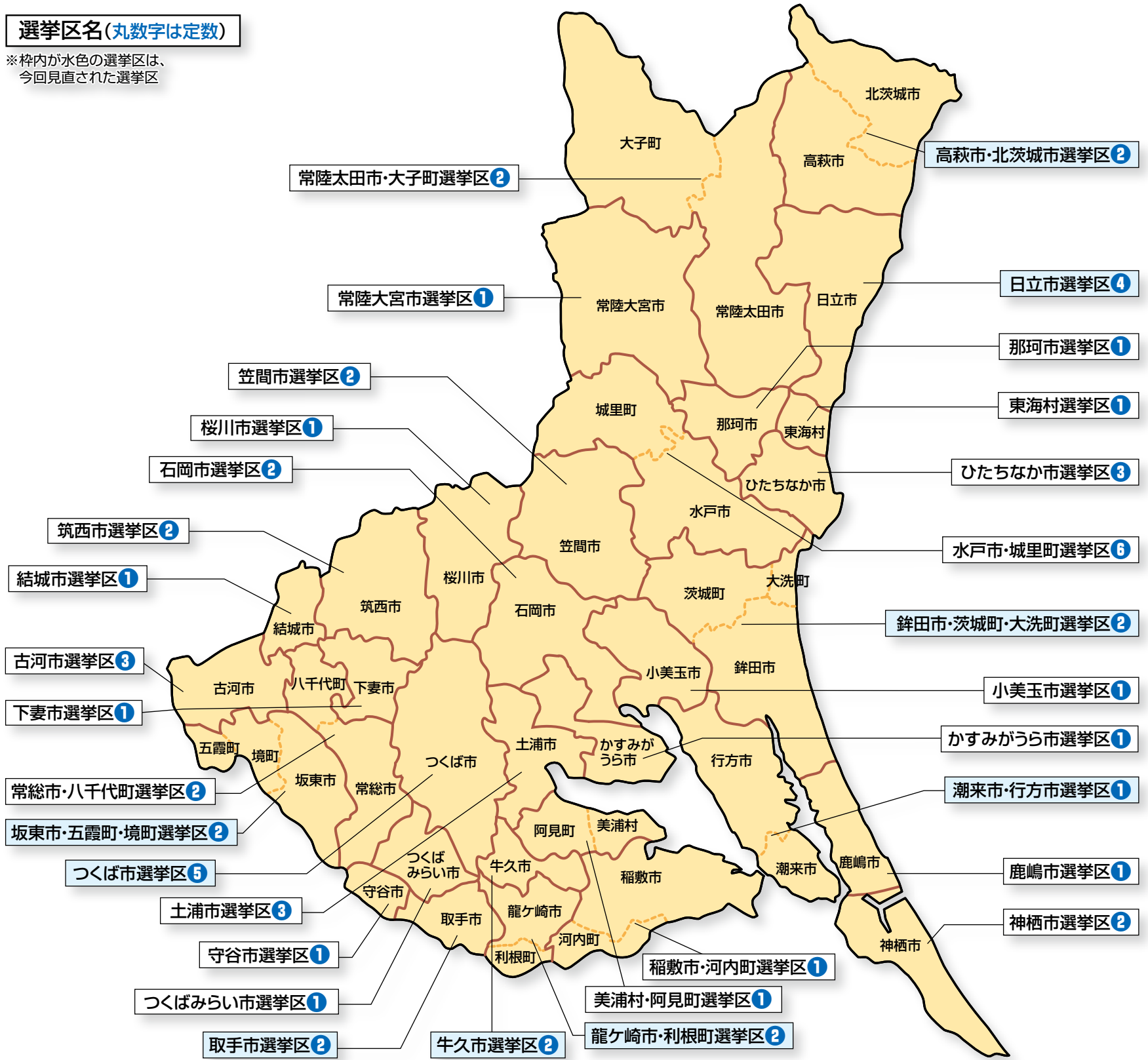


茨城県議会議員の選挙区 (次回の一般選挙から適用)

選挙区名(丸数字は定数)

※枠内が水色の選挙区は、今回見直された選挙区



選挙区が見直されました

議員定数は六十三人から六十二人に削減され、逆転現象(人口の少ない選挙区の議員定数が人口の多い選挙区の議員定数よりも多くなっている状況)選挙区は十通りありましたが全て解消され、一人区(議員定数が一人の選挙区)は二十二選挙区から十四選挙区に減少することになりました。

改正の主な内容は、次の通りです。

一 見直された選挙区

(一) 定数増の選挙区 (三増)

新選挙区(定数)	現選挙区(定数)	増減
牛久市(二)	牛久市(二)	増
つくば市(五)	つくば市(四)	増
龍ヶ崎市・利根町(二)	龍ヶ崎市(二)	増

(二) 定数減の選挙区 (四減)

新選挙区(定数)	現選挙区(定数)	増減
日立市(四)	日立市(五)	減
取手市(利根町を 龍ヶ崎市へ)(二)	取手市(三)	減
潮来市・行方市(二)	潮来市(二) + 行方市(二)	減
鉾田市・茨城町・大洗町(二)	鉾田市(二) + 東茨城郡南部(二)	減

(三) その他

新選挙区(定数)	現選挙区(定数)	増減
高萩市・北茨城市(二)	高萩市(二) + 北茨城市(二)	なし
坂東市・五霞町・境町(二)	坂東市(二) + 猿島郡(二)	なし

二 選挙区の名称

郡市名で表示している選挙区の名称を、県民の方が理解しやすいよう、選挙区内の全市町村名で表示することとしました。

【例】

水戸市選挙区→水戸市・城里町選挙区
稲敷郡北部選挙区→美浦村・阿見町選挙区